

いてその責任を重く受け止
め、お詫び申し上げます。

今回の裁判では和解金を支
払うことになりましたが、ま
ちづくりへの市民の皆様の理
解が深まり、美しい景観を保
全・創出するため建築物の高
さの基準などを盛り込んだ景
観計画を策定するとともに、
この基準の実効性を高める都
市計画高度地区を決定するな
ど、高山にふさわしいまちの
景観を守る施策につながる側
面があったと考えています。

今後、日々多様化、高度化し
ていく行政手続きにおいて、
その時々適切に対応するため
には、まずは市民目線で市民
の生活をどう守っていくべき
かを考え、広く情報を公開し
て活発な議論を展開し、その
なかで公平・公正の視点で行
政として判断していくことが
肝要です。そうした経過を踏
まえ、行政の継続性のなかで
地域主権の時代にふさわしい
市民協働のまちづくりへの道
筋をつけてまいりたいと考え
ています。

高山市長 土野 守

問合先

総務課

3533133

損害賠償請求事件に関する経過

日付	経緯等	内容
H17.5.26	・第1回 水路変更地元説明会(主催:新興自動車株)	・敷地内を横断する水路を廃止 ・市道朝日町花岡線側溝を改修 ・時間雨量80mmに対応可能な設計
H17.6.12	・第2回 水路変更地元説明会(町内よりのお願いの会)	
H17.12.26	・新興自動車株と開発事業者間における土地の売買契約締結(売主:新興自動車株 買主:開発事業者)	売買代金:6億775万2,000円 引渡期日:平成18年4月28日(当初) 平成18年7月20日(延長後)
H18.3.10	・「ポレスターセントラルシティー高山」開発構想届を受理(提出者:開発事業者)	・地上14階建て 高さ約42m ・敷地面積2,522.90㎡・共同住宅104戸
H18.4.17	・第3回 水路変更地元説明会(主催:新興自動車株)	・敷地内での付替図面を提示
H18.4.24	・「ポレスターセントラルシティー高山」開発住民説明会(主催:開発事業者)	
H18.4.26	・第4回 水路変更地元説明会(主催:新興自動車株)	・水路付替については同意できない
H18.7.4	・「ポレスターセントラルシティー高山」に係る意見通知書を送付(市 → 開発事業者)	
H18.7.19	・「ポレスターセントラルシティー高山」に係る意見通知書に対する回答を受理(開発事業者 → 市)	
H18.8.11	・「法定外公共物自費工事施行許可申請書(水路付替工事申請)」提出(新興自動車株 → 市)	
H18.8.18	・水路付替工事申請に対し、行政手続条例に基づく補正をするよう通知(市 → 新興自動車株)	・町内会長等地元の利害を代表する者の同意書を提出のこと(補正期限:9/19)
H18.9.5	・通知書到達(新興自動車株 → 市)	・町内会長が利害関係を有する法的根拠を9/11までに通知すること。根拠を示さない場合は、違約金として1億2,155万400円および税の負担分の損害を請求する裁判を提起する
H18.9.27	・9/5付通知書に対する回答書を送付(市 → 新興自動車株)	・町内会長等の同意書は、従前から例外なく徴求する取扱いを行っている。これは紛争が生じていない証として求めている。町内会長等は施設の諸事情を把握しており、必要性を公正に判断できるもので、その意見が地域の事情および生活に著しい支障が生じないか等の重要な判断要素となる。意見は地域に根ざした整備をする上で、必要不可欠である(補正期限:10/20)
H18.10.17	・『水路の切り替えについての意見書』提出(花岡町1丁目町内会 → 新興自動車株)	・水路切替え後のマンション建設工事がされるなら同意できない
H18.10.19	・申立書提出(新興自動車株 → 市)	・町内の意見書には水路の切替え自体の反論はなく、マンション建設に対して反対とある。10/20までに町内会からの同意があるかどうかかわからないが、審議願いたい
H18.11.21	・解約合意書(新興自動車株・開発事業者)	・H17.12.26締結の不動産売買契約の解約合意(解約に伴う違約金に関する記載はない)
H18.12.5	・許認可等拒否処分決定通知書の送付(市 → 新興自動車株)	・行政手続条例第7条の規定に基づく拒否処分
H18.12.20	【行政訴訟】・岐阜地方裁判所へ提訴 原告:新興自動車株 被告:高山市 訴状到達:平成19年1月9日	1. 高山市長が、平成18年12月5日付けで原告に対してした法定外公共物自費工事施行許可申請の拒否処分はこれを取り消す 2. 高山市長は、前項の法定外公共物自費工事施行許可申請を許可せよ 3. 訴訟費用は、被告の負担とする